

契約書（案）

契約書(案)

福岡県国民健康保険団体連合会(以下「甲」という。)を発注者、***** (以下「乙」という。)を受注者とし、令和5年度情報系端末機器調達に関し、下記契約項目及び後記契約条項のとおり契約を締結する。

記

- 1 契約件名 令和5年度情報系端末機器調達業務委託契約
- 2 調達内容 仕様書のとおり
- 3 履行期限 令和5年9月29日
- 4 契約金額 *****円(うち消費税及び地方消費税の額 *****円)
- 5 納入場所 甲が指定する場所
- 6 契約保証金 免除

上記の契約について、発注者甲と受注者乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、この契約書の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者(甲、乙)記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年**月**日

甲 福岡市博多区吉塚本町13番47号
福岡県国民健康保険団体連合会
理事長 武末 茂喜

乙 *****

契約条項

(目的)

第1条 乙は、仕様書に掲げる調達物品（以下「物品」という。）を甲に売り渡し、甲は、これを買
い受ける。

(物品の納入)

第2条 物品の調達に係る履行期限、納入場所等は仕様書記載のとおりとする。

(検査及び引渡し)

第3条 乙が物品を納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

2 乙は物品を納入したときは、遅延なく甲に対し業務完了報告書と成果物を提出しなければならない。

3 甲は、前項による提出を受けたときは、その日から10日以内に検査し、検査の結果を乙に通知するものとする。また、この検査に合格したときをもって物品の納入を完了したものとする。

(支払)

第4条 この契約に基づく契約金額は、契約項目のとおりとする。

2 乙は、物品の納入が完了したときは、請求書により契約金額の支払を請求することができる。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

(消費税等)

第5条 この契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(履行遅延の場合における損害金等)

第6条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約期間内に契約履行ができないときは、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、契約金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、第3条第3項に定める検査において、成果物に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。この場合、甲は乙に対して乙の費用負担による当該契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し（以下あわせて「追完」という。）または代金の減額を任意に選択して請求することができる。

2 前項において、甲が追完を請求した場合には、乙は甲が請求した方法と異なる方法により履行することはできない。

3 甲は、乙から契約不適合のある成果物を提供されたことにより損害を被った場合は、乙に対してその賠償を請求することができる。

4 第3条第3項に定める検査を終了した後も、検査時において容易に発見できない契約不適合で、検査終了後1年以内に発見されたものの追完、代金の減額請求及び損害賠償の請求については前三項と同様とする。

(危険負担)

第8条 物品の引渡前に生じた滅失、毀損、盗難、その他の危険は乙が負担し、引渡後は甲がこれを

負担する。

(所有権の移転時期)

第9条 乙が本契約及び仕様書に従い甲に納入する物品の所有権は、第3条第3項の検査の合格日をもって甲に移転するものとする。

(納期の延期)

第10条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めるときは、納期の延期をすることができる。

(事故発生時における義務)

第11条 乙は、業務の処理にあたり、事故が発生し、又は発生の恐れがあるときは、速やかに甲に報告し、その対策を協議しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、この契約から生じる一切の権利、または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保にしてはならないものとする。ただし、予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、調達業務の全部、又は一部を第三者に委託、又は請負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承認を受けたときはこの限りでない。なお、甲の承認により第三者へ委託する場合は、乙は自己の責任において当該第三者に対し、この契約に定めるすべての事項を遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 乙は、業務にあたり甲が提供した資料、処理システム、プログラム、その他のデータ（以下「データ等資産」という。）を甲の承諾を得ずに業務以外に使用し、若しくは複写又は複製してはならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務を行うにあたっては、その業務上知り得た事項につき、秘密を厳守し、第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約満了又は契約解除後も同様とする。

(データ等資産の管理義務)

第16条 乙は、業務に係るデータ等資産を、善良なる管理者の注意をもって、運用を規定し、安全確実に管理しなければならない。

2 乙は、業務全体の管理及び使用人等の行為について、全ての責任を負わなければならない。

3 乙は、甲からデータ等資産の提出又は返還の請求を受けたときは、直ちにデータ等資産の提出又は返還を行うものとする。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。この場合において、甲の解除により乙に損害が生じたとしても、甲は賠償の責を負わない。

(1) 乙が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が、正当な理由なく、この契約を履行しないとき、または頭書に定めた契約期間内または契約期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が、契約の締結または履行にあたり不正な行為をしたとき。

2 前項の規定により、この契約を解除された場合において、乙は、甲に対し、甲の指定する期間内に契約金額の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。なお、違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げないものとする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは政治活動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲または乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

4 甲または乙が、本契約に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者が第1項及び第2項各号のいずれかに該当した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

5 甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

6 第3項または前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

7 第3項または第5項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(合意管轄裁判所)

第20条 この契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項、その他必要と認める事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。